

制定条 (見出し)	概要
前文 第1条 (目的)	条例制定の背景及び趣旨を示し、自治会活動の促進を通じて、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
第2条 (定義)	本条例において使用する用語の意義を定める。
第3条 (基本理念)	自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定める。
第4条 (市民の役割)	自治会の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加について、市民の役割として定める。
第5条 (自治会の役割)	多様な価値観を尊重しつつ、地域課題の解決に向け主体的に活動することを、自治会の役割として定める。
第6条 (市の責務)	自治会の維持及び活動の活性化を図るため、市が総合的に支援策を実施することを定める。
第7条 (事業者の役割)	自治会活動への参加及び協力について、事業者の役割を定める。
第8条 (住宅関連事業者の役割)	住宅管理者、マンション管理組合、住宅関連事業者等に対し、自治会への理解促進及び市施策への協力について定める。
第9条 (マンション等の管理者等の役割)	自治会への理解及び関心を深めることや、自治会と連携することについて定める。
第10条 (委任)	必要な事項は市長が別に定める。